

イノシシ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 18 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5 階第 1 会議室
千葉市中央区長洲 1-15-7
- 3 出席者
【委員】吉田正人委員（委員長）、小寺祐二委員、加瀬ちひろ委員、
手塚幸夫委員、坂下正委員、鎌田薫委員、茂木雅宏委員、

【 県 】野溝自然保護課長、廣田副課長（鳥獣対策）、他自然保護課職員
- 4 議 案
議案第 1 号
第 2 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の策定に
ついて
- 5 審議結果
上記 4 の議案について審議がなされ、原案に修正を加えたうえで別添修正議案に
より議決された。
- 6 その他
第 1 号議案については、平成 2 9 年 3 月 1 0 日開催予定の千葉県環境審議会鳥獣
部会での審議が必要であるため審議結果を報告する。
- 7 主な質疑
資料 1 対策の実施状況について
Q 有害獣対策指導員と農業普及員、J A職員は連携して対策できているのか。
A 有害獣対策指導員は独自に活動しており、連携して対策している状況ではない。
活動状況の詳細については、関係部署に確認する。

Q 「獣害と戦う事業」等の獣害対策事業のフォローアップが欲しい。アドバイザー
の派遣事業等を行ってはどうか。
A 関係部署に意見を伝え、今後の対応について検討する。

Q 今年度、一宮町内の高校の敷地内にイノシシが出没し騒ぎになったと聞いている。
人的被害が懸念されるので、教育委員会に情報提供する体制を整備する必要が
ある。

A 県ではイノシシ等による市街地への出没対応マニュアルを作成する予定である。教育機関も含め、関係機関との協力体制を整備し対応する。

Q 捕獲個体の分析については、食肉加工施設で収集したものをサンプリングすれば効率良く実施できるのではないか。

A 有効な方法であるので検討したい。

第2次計画（案）について

Q 「(2) 計画策定の目的」と「(4) 管理の目標」の内容が重複しているのではないか。

A 目的と目標の違いがあり記述内容を若干変えているが、御指摘のとおり重複している部分があるため、書きぶりを見直す。

Q 表6の地域区分について、「前線地域」も捕獲だけでなく総合的な対策が重要であるため、防護柵の設置や生息環境管理に関する記述が必要ではないか。

A 防護柵の設置や生息環境管理の文言を追加する。

Q 表6の地域区分について、「未生息地域」という表現は、警戒心が下がってしまうので改めた方がよい。「未生息地域」は全て「前線地域」にしてもよいくらいである。

A 「未生息地域」の扱いについて再検討する。

Q 「図10 地域区分図」について、東庄町が「前線地域」になっているが、既に親子連れの群れが確認されているので、「拡大防止地域」が適当ではないか。

A 東庄町の担当者に確認の上、区分を再検討する。

Q 被害管理の記述について、「地域の力」という表現をより具体的にするとともに、全体的に内容を充実させるべきではないか。

A 御指摘を踏まえ、記述内容を見直す。

Q 生息環境管理について、里山再生の記述が「都市住民との協働」のみとなっている。「地域の取組」についても記述すべきではないか。

A 御指摘を踏まえ、記述内容を見直す。

Q 普及啓発及び人材育成について、各取組が誰を対象にしているのかを明記すべきではないか。

A できる限り各取組の対象を明記する。

参考資料4 狩猟におけるくくりわなの直径に関する規制について

- Q 長生地域では集落の近くにもくくりわなを設置しており、12cm規制を解除すると、人や猟犬が間違っかかるといった事故が懸念される。また、わなを自作している人がおり、規制を解除すると胴くくりや首くくり等のわなが使用される可能性がある。
- Q 12cm以内でも問題なくイノシシを捕獲することができる。また、径の大きさを広げるよりも、確実に捕獲するための技術を普及することが重要。また、どのようなタイプのくくりわなが使用されているのかを把握すべき。使用するバネのタイプが、跳ね上げ式か締め付け式かにより、事故の危険性も変わってくる。
- A 御意見を踏まえ、12cm規制の解除や緩和の有無について再検討する。

修正箇所については別紙のとおり。

別紙

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の主な修正箇所

- p 2の「(2) 計画策定の目的」をp 1の「(1) 背景」と統合し、「計画策定の背景及び目的」という項目名に変更するとともに、この項目中に目的を記述。
- p 13表6の「前線地域」の「対策の方向性」に防護柵の設置や生息環境管理の文言を加筆。
- p 13表6の「未生息地域」という表現を「注意地域」に修正。
- p 14図10の東庄町を「前線地域」から「拡大防止地域」に修正。
- p 15「(1) 被害管理」の防護柵設置の記述をより具体的にするとともに、維持管理における県や市町村の役割を加筆。
- p 15「(2) 生息環境管理」の2段落目に「地域住民に対し」という文言を加筆。
- p 16の狩猟におけるくくりわなの輪の直径について、12cmの制限は解除せず、今後の検討事項にするよう修正。
- p 17「(4) 普及啓発及び人材育成」に実施主体や対象を加筆。